

岡山県充電環境整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 岡山県（以下「県」という。）は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「EV等」という。）を安心かつ快適に使うことのできる充電環境を整備し、EV等の普及を促進することによって、県内の温室効果ガスの排出抑制を図るため、県内に充電設備を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 電気自動車

搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。

二 プラグインハイブリッド自動車

搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。

三 充電設備

急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドをいう。

四 急速充電設備

電源から充電用の直流電流を作り出す電源装置及びEV等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

五 普通充電設備

漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

六 充電用コンセント

E V等の附属する充電ケーブルを接続する 200V対応のE V等専用のプラグの差込口をいう。

七 充電用コンセントスタンド

前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

八 普通充電設備等

普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドをいう。

(補助事業)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものをいう。

一 急速充電設備設置事業

県内において、急速充電設備を設置する事業

二 普通充電設備等設置事業

県内において、普通充電設備等を設置する事業

2 補助要件、補助対象経費、補助率、補助金の額、補助上限額及び補助上限台数は別表1のとおりする。

(交付対象者)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付を申請することができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、申請日の属する年度の4月1日以降に補助事業に係る契約を締結する者とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りではない。

一 地方公共団体

二 法人

三 新設若しくは既設の共同住宅及び長屋（以下「マンション等」という。）の管理組合の代表者（新築されたマンション等であって、管理組合が設置されていない場合にあつては、当該マンション等の建築主とする。）又は他者の居住の用に供するマンション等の所有者（マンション等の区分所有者は除く。）

四 公共施設、商業施設、宿泊施設等のうち、E V等の普及に有効と考えられる場所（ただし、自動車販売会社の店舗は除く。）に充電設備を設置する個人事業主

五 月極駐車場の所有者

六 上記一から五の者と補助事業に係るリース契約を締結する法人

2 前項の規定にかかわらず、その役員又は経営に実質的に関与する者が次の各号のいずれかに該当する者は、この補助金の交付を申請することができない。

- 一 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- 二 暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- 三 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める日までに交付申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書は、充電設備の設置場所毎に提出するものとする。
- 3 第 1 項の交付申請書に添付する書類は、別表 2 のとおりとする。
- 4 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（設置工事等を含む。）がある場合、第 1 項の交付申請書を提出するときに、利益等排除の申告を知事にしなければならない。
- 5 前項の利益等排除の対象となる調達先及び充電設備の利益等排除の方法は、経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金において、その事業を実施する団体が定めるとおりとする。

（補助金の交付決定等）

第 6 条 知事は、前条第 1 項の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 補助金を交付しないことを決定した場合、知事は、不交付決定通知書（様式第 3 号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第 7 条 前条第 1 項の規定による補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金交付の決定を受けた補助事業の内容を変更（全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。）しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

なお、規則第 10 条ただし書きに規定する軽易な変更については、補助対象経費の 20 パーセント以内の変更であって、かつ補助金の増額を伴わないものとする。

- 2 前項の変更その他の理由により、前条第 1 項の交付申請書に記載された交付申請額が増減する場合、減額のみを認め、増額は認めないものとする。

- 3 知事は、第 1 項の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、通知書（様式第 5 号）により、当該補助事業者へに通知するものとする。
- 4 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、条件を付することができる。

（実績報告等）

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して 30 日を経過する日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書に添付する書類は、別表 3 のとおりとする。
- 3 補助事業者は、第 5 条第 5 項の利益等排除の方法による第 6 条第 1 項の交付の決定を受けた場合は、第 1 項の実績報告書を提出するときに、利益等排除の申立てを知事にしなければならない。

（補助金の額の確定）

第 9 条 知事は、前条第 1 項の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第 7 号）により、当該補助事業者へに通知するものとする。

（補助金の支払）

- 第 10 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定があったときは、速やかに請求書（様式第 8 号）により、知事に補助金の支払を請求するものとする。
- 2 知事は、前項の請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第 11 条 知事は、第 9 条の補助金の額の確定後、本来交付されるべき補助金の額を超えて補助金が交付されていることが判明したときは、その返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第 12 条 補助事業者は、当該補助事業に係る契約書その他の関係書類を、当該補助

事業の完了の日の属する年度の終了後、少なくとも5年間は保存しなければならない。

(取得財産の管理等)

第13条 補助事業者は、当該補助事業により取得した充電設備（以下「取得財産」という。）については、設置完了日から5年間（以下「保有義務期間」という。）保有し、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限等)

第14条 補助事業者は、保有義務期間内に取得価格が単価50万円以上の取得財産の処分等（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、廃棄し、又は設置場所を変更することをいう。）を行う場合は、あらかじめ財産処分等承認申請書（様式第9号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、審査結果を通知書（様式第10号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定により取得財産の処分等を承認する場合において、交付した補助金のうち相当額について、県への納入を命ずることができる。

(報告及び検査等)

第15条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 5 月 21 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 6 月 4 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 2 2 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 （第 3 条第 2 項関係）

急速充電設備設置事業	設置場所	補助の対象となる設置場所は、公共施設、商業施設、宿泊施設等のうち、EV等の普及に有効と考えられる場所（ただし、自動車販売会社の店舗は除く。）とする。
	補助要件	補助の対象となる急速充電設備は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 一 経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下、「CEV補助金」）において、その事業を実施する団体が交付対象となる設備として承認した急速充電設備であること。 二 県の他の補助金と重複して申請していないこと。 三 新品であること。 四 公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所に設置すること。 五 利用者を限定せず、利用にあたり他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金の徴収は可とする。 六 設置場所である施設等の入口に、充電場所を示す案内板を設置すること。 七 充電設備の利用者から充電料金を徴収すること。 八 設置及びその経費の支払いが第 8 条第 1 項に規定する実績報告書提出期限日までに完了すること。 九 補助の対象となる急速充電設備及びその設置工事をリースする目的で取得する場合は、リース事業者が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額分の値下がりを反映させること。

	補助対象経費 (消費税及び 地方消費税を 除く。)	充電設備の購入費(CEV補助金を実施する団体において承認された補助金交付上限額(定額)又は購入価格のいずれか低い方の価格)及び充電設備の設置工事費(充電設備設置工事費、案内板設置工事費、付帯設備設置工事費及びその他設置に係る費用)。 ただし、導入する充電設備の台数が補助上限台数を上回る場合、補助対象となる工事費は、補助対象区分に当たる工事費の総額を(補助上限台数／導入する充電設備の台数)の比率で按分した額とする。
	補助率	1 / 2
	補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じた額(千円未満切り捨て)。ただし、国の補助金・助成金等を受給する場合、当該補助金・助成金等の額を補助対象経費から控除した額に補助率を乗じた額とする(千円未満切り捨て)。
	補助上限額	1台につき1,500千円 (2口以上の充電設備は1口につき250千円を加算)
	補助上限台数	1施設等につき1台
普通充電設備等設置事業	設置場所	補助の対象となる設置場所は、次の各号に掲げる場所とする。 一 公共施設、商業施設、宿泊施設等のうち、EV等の普及に有効と考えられる場所(ただし、自動車販売会社の店舗は除く。) 二 マンション等に属する駐車場、事務所・工場等に勤務する従業員や事業者が利用する駐車場又は月極駐車場
	補助要件	補助の対象となる普通充電設備等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 ただし、マンション等に属する駐車場、事務所・工場等に勤務する従業員や事業者が利用する駐車場又は月極駐車場に普通充電設備等を設置する場

		合、第 5 号から第 8 号までに掲げる要件については、この限りではない。 一 C E V 補助金事業を実施する団体が交付対象となる設備として承認した普通充電設備等であること。 二 県の他の補助金と重複して申請していないこと。 三 新品であること。 四 既存の充電設備の更新ではないこと。 五 公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所に設置すること。 六 利用者を限定せず、利用にあたり他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金の徴収は可とする。 七 設置場所である施設等の入口に、充電場所を示す案内板を設置すること。 八 充電設備の利用者から充電料金を徴収すること。 九 設置及びその経費の支払いが第 8 条第 1 項に規定する実績報告書提出期限日までに完了すること。 十 補助の対象となる普通充電設備等及びその設置工事をリースする目的で取得する場合は、リース事業者が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額分の値下がりを反映させること。 十一 事務所・工場等に勤務する従業員や事業者が利用する駐車場に普通充電設備等を設置する場合、充電設備の利用は申請者が所有する社有車（自動車検査証（車検証）に法人で使用者登録されている車両）又は従業員の通勤車であること。
	補助対象経費 （消費税及び 地方消費税を	充電設備の購入費（C E V 補助金を実施する団体において承認された補助金交付上限額を 2 倍にした額又は購入価格のいずれか低い方の価格）及

	除く。)	び充電設備の設置工事費（充電設備設置工事費、案内板設置工事費、付帯設備設置工事費及びその他設置に係る費用）。ただし、マンション等に属する駐車場、事務所・工場等に勤務する従業員や事業者が利用する駐車場又は月極駐車場に普通充電設備等を設置する場合であって、補助要件第5号から第8号までを満たさない場合、案内板設置工事費を除く。 ただし、導入する充電設備の台数が補助上限台数を上回る場合、補助対象となる工事費は、補助対象区分に当たる工事費の総額を（補助上限台数／導入する充電設備の台数）の比率で按分した額とする。
	補助率	（１）充電設備を既築分譲マンションへ設置する場合：３／４ （２）（１）の補助率が適用される場合以外の場合：１／２
	補助金の額	急速充電設備設置事業と同じ
	補助上限額	１台につき１８０千円
	補助上限台数	施設等の駐車場収容台数の２割以内又は１０台のいずれか低い方の台数。ただし、施設等の駐車場収容台数の２割が１台未満の場合は１台。 マンション等に属する駐車場にあつては上記にかかわらず１０台。

（注１）設置場所である１施設等に、急速充電設備設置事業と普通充電設備等設置事業を併せて実施する場合の補助上限額は、設置台数分を上限に、知事が別に審査し決定する。

（注２）充電設備の設置工事費の詳細項目については、知事が別に定める。

別表 2（第 5 条第 3 項関係）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①法人にあっては登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）②個人にあっては本人確認書類（免許証、住民票等）の写し③直近の確定申告書 B の写し（申請者が個人事業主の場合）④県徴収金等の滞納がないこと（完納証明）を証する書類⑤誓約書（様式第11号）⑥補助対象経費に係る見積書⑦設置場所の見取図⑧設置場所の平面図⑨電気系統図⑩配線ルート図⑪要部写真⑫リース事業を生業とすることを証する書類⑬土地所有者の設置承諾書（様式第12号）⑭マンション等の管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類⑮充電設備の設置場所がマンション等であることを証する書類の写し⑯分譲済みのマンション等への充電設備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていることを証する書類⑰補助事業に係る発注書⑱誓約書（様式第13号）⑲EV等導入の方針（様式第14号）⑳月極駐車場の賃貸借契約書㉑その他知事が必要と認める書類 |
|--|

（注 1）①から㉑までの書類の詳細は知事が別に定める。

別表 3（第 8 条第 2 項関係）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①補助事業に係る発注書、請求書及び領収書②補助対象設備の保証書③補助対象設備の設置完了証明書（様式第15号）④完成後の設置場所の見取図⑤完成後の設置場所の平面図⑥完成後の電気系統図⑦完成後の配線ルート図⑧要部写真⑨他の補助金・助成金等を受給する場合、その受給額が確認できる書類の写し⑩リース料金の算定根拠明細書（様式第16号）⑪リース契約書⑫その他知事が必要と認める書類 |
|--|

（注 1）①から⑫までの書類の詳細は知事が別に定める。